

令和7年度船橋市立丸山小学校部活動方針

令和7年4月

1 学校教育目標

「力いっぱいやりぬく子」

2 基本方針

児童の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツや音楽に自主的・自発的に親しむ活動をとおして、児童の個性や能力の伸長を図る。

3 部活動の意義

部活動は、児童がスポーツや音楽に親しみ自らの個性や能力の伸長を図るとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立つ。

- (1) スポーツや音楽の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって文化的・健康的な生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (3) 努力による達成感や充実感を味わわせることで意欲や自己肯定感を高める。
- (4) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接にふれ合うことにより学級内とは異なる人間関係を形成する。

4 今年度の設置部活動及び対象学年

- 合唱部（男女） 3～6年
- 陸上部（男女） 5、6年 ※季節クラブ

5 活動計画の作成

- 部活動指導者は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長の決裁を受ける。決裁後、所属児童を通じて保護者に配付する。
- 大会等で活動計画が下記の活動時間及び休養日の基準に合わない場合、部活動の指導者は事前に管理職に申し出、校長の許可を得る。

6 適切な指導の実施

(1) 安全・安心な活動

- 校長及び部活動指導者は、児童の心身の健康管理（熱中症やスポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 大会やコンクール等での成績のみを重視して過重な練習を強いることなどがないようにし、児童の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動にする。
- 大会等の引率には、公共の交通機関を利用する。

(2) 効果的な指導

○部活動指導者は、科学的な見地から、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うように努める。また、児童の体力や技能の向上や生涯を通じて文化的な生活を楽しむ基礎を培うことができるように、児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の活動意欲を持続させ高める指導の工夫に努める。

(3) 猛暑や雷等への具体的な対応

ア) 熱中症の予防

◇活動（練習）実施の判断と時間・内容

- ・熱中症アラートが発令された場合は、船橋市作成「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」及び「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」を参照し、管理職と相談の上、活動可能であるか判断する。

※確認方法・・・環境省熱中症予防サイト(LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート)

- ・暑さ指数(WGBT)を測定して実施を判断し、練習の内容と時間を決める。

※指導者の感覚による判断はしない。

- ・気温が高くなる午前10時から午後3時の時間帯をできるだけさけて活動を行う。
- ・気温の状況によっては健康観察カードを用いたより丁寧な健康管理を行うこととする。
- ・休憩をこまめにとり、水分補給を十分に行う。活動途中の健康観察を適宜行う。

◇大会への参加

- ・実施についての判断は主催者が行うが、危険と判断される場合は管理職と協議して出場を辞退する。

イ) 雷への対応

- ◇雷注意報が出された場合は屋外での活動を中止する。(「船橋市のお天気情報」で確認)

- ◇雷鳴が聞こえたり稲妻が見えたりした場合は屋外での活動を中止する。

- ◇竜巻注意情報が出された場合も屋外での活動を中止する。

※雷や竜巻を起こす積乱雲・・・発生から消滅まで約1時間

ウ) 光化学スモッグへの対応

- ◇光化学スモッグ注意報が発令された場合は、屋外での活動を中止する。

(船橋市「光化学スモッグ情報」で確認)

7 活動時間

<平日>

- ◇始業前の開始時刻は午前7時20分以降とする。

- ◇1日の活動時間は2時間程度とする。

<学校の休業日>

- ◇1日の活動時間は3時間程度とする。(大会、コンクール等を除く)

<長期休業中>

- ◇活動時間を原則として勤務時間内に設定する。

- ・ 8:00~16:30

8 休養日

<学期中>

- ◇週当たり2日以上休養日を設ける。

- ・ 平日・・・1日以上

- ・ 土曜日及び日曜日・・・1日以上

※大会等で土曜日及び日曜日に2日続けて活動した場合は、その前後の週において、平日の午後練習の回数を1回減らす。

<長期休業中>

- ◇取扱は学期中に準じる。

- ◇児童が部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

- ・ 夏季休業中・・・1週間以上(連続)

- ・ 冬季休業中・・・1週間程度

<学校行事等で実施しない日>

- ◇職員研修日
- ◇千教研船橋支会研修日
- ◇夏季休業中の学校閉庁日（「山の日」の翌日からの4日間*週休日、振替休日を除く）
- ◇就学時健康診断日
- ◇年末・年始の閉庁期間（12月27日～1月3日）
- ◇卒業式前日、卒業式
- ◇修了式
- ◇年度末・年度始め（3月31日・4月1日）

9 保護者との連携・協力

部活動は教育課程外の活動であることから、保護者の理解と協力を仰いで取組を充実させることが必要である。そのために、以下の事項について、保護者の協力を得られるように努める。

- 大会、コンクール等の会場への児童の引率
- 用具等の運搬
- 学校休業日の練習や大会等での救護
- 活動に必要な物品等の購入と管理
- 部活動連絡網の管理（指導者からの連絡伝達）

【参考】

- 『運動部活動での指導のガイドライン』 平成25年5月文部科学省
- 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年3月スポーツ庁
- 『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年12月文化庁
- 『安全で充実した運動部活動のためのガイドライン』 平成30年6月千葉県教育庁教育振興部体育課
- 『持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン』 平成31年3月千葉県教育委員会
- 『船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年12月船橋市教育委員会
- 『船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 令和2年4月船橋市教育委員会
- 『学校における熱中症警戒アラート等対応基準（令和7年度）』 令和7年4月船橋市教育委員会
- 『部活動における熱中症警戒アラート等対応基準（令和7年度）』 令和7年4月船橋市教育委員会